

第四章

企業関連の制度・法律

第四章では、シンガポールで事業を行うにあたり、検討しなければならない法規制について解説します。

1. 税務制度の特徴

シンガポールは税務行政についての整備も進んでいます。シンガポールの税法は英国の慣習法の影響を強く受けているため、日本のようにすべてが法律や数多くの通達で明文化されているわけではなく、実際の運用に関する慣習や過去の判例に基づいて判断されます。

シンガポールの法人税および所得税の税率は、世界的に見ても低く設定されています。また、企業や特定の産業に対して、様々な優遇税制が設けられており、新たな進出企業にとって大きな魅力の一つと言えます。

シンガポールの税務当局である内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore: IRAS) が行う税務調査は、物品およびサービス税 (Goods and Services Tax: GST) 以外は、日本のように直接会社に訪問する調査は行わず、書面で質問状を送り、各会社または依頼された会計事務所が書面で回答することが一般的です。書面でのやり取りの結果、税務調査に長い期間が必要となり、最終的な賦課決定まで数年かかるケースもあります。

A 税務制度の概要

(1) 税金の種類

シンガポールの税金には、法人や個人などに課せられる直接税と、物品およびサービスなどにかかる間接税があります。

直接税	直接税
・法人税、所得税、固定資産税	・物品およびサービス税、印紙税 ・自動車税、関税、宿泊および飲食税など

なお、シンガポールでは、住民税、事業税および贈与税はありません。また、日本の相続税に相当する遺産税は2008年に廃止されました。

(2) 賦課課税制度

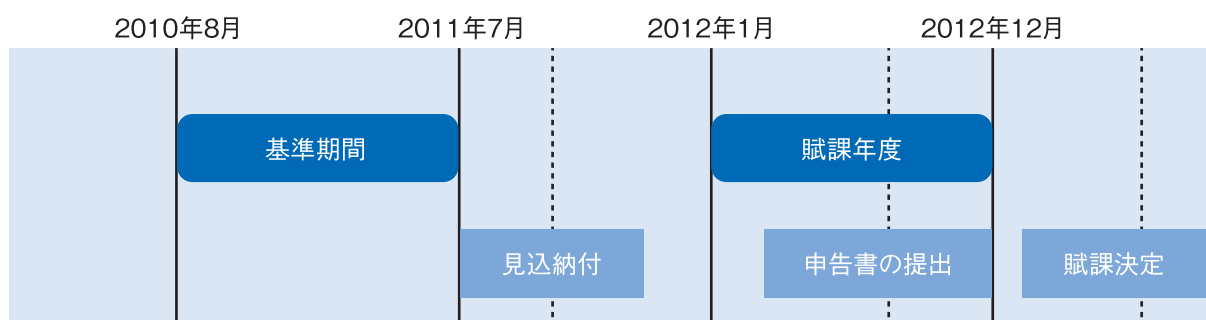
シンガポールの法人税および所得税は、納税者が提出した申告書および資料等に基づいて徴税官 (Comptroller of Income Tax) が税額を決定するという賦課課税制度が採用されています。納税者は課税所得および納付税額を見積もる必要があるため、納税者の作業負担は日本の申告納税と大差はありません。

(3) 基準期間と賦課年度

法人税および所得税の課税は、賦課年度（課税年度）の直前の「基準期間」における所得を基準として行われます。法人の場合、「基準期間」は会計年度と同じです。シンガポールでは、法人の会計年度は各社で選択が可能のため、選択した会計年度の末日の翌年が賦課年度（Year of Assessment）です。例えば、2011年7月に決算を迎える会社の基準期間は2010年8月から2011年7月となり、翌年の2012年を賦課年度として実際の申告を行います。

個人の場合は課税対象となる基準期間は暦年です。例えば2011年1月1日から12月31日までの所得を、翌年の2012年に申告します。

(a) 法人の場合（2011年7月を会計年度末とする場合）



(b) 個人の場合（2011年を暦年とする場合）



(4) キャピタルゲイン非課税

シンガポールでは法人、個人ともキャピタルゲインは非課税です。取引の種類は資本取引と損益取引に区分され、資本取引から生じた所得はキャピタルゲインとして税務計算における益金（収益）となりません。同様に資本取引から生じたキャピタルロスについても税務計算における損金（費用）となりません。

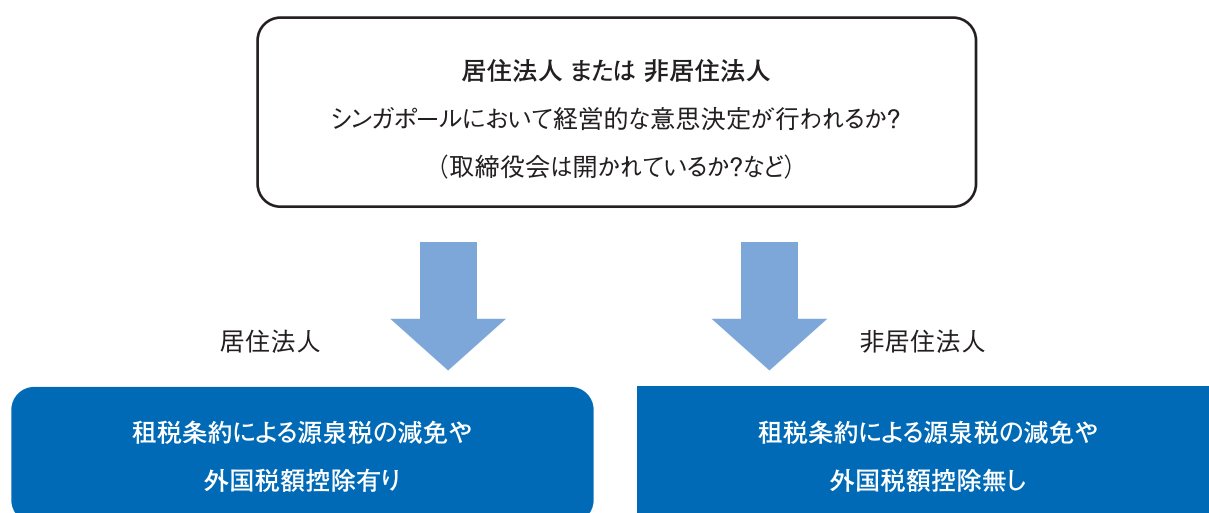
B 法人税

シンガポールでは法人税および所得税ともに「Income Tax Act」という法令に集約されています。本書ではこのうち法人に関する箇所を法人税、個人に関する箇所を所得税としています。

(1) 居住法人・非居住法人の区分

シンガポールでは居住法人・非居住法人の判定は法人の経営的な意思決定がシンガポールで行われるかどうかにより、判断されます。そのため、シンガポールの会社法に基づき設立されたか否かに関わらず、取締役会がシンガポールで行われ、シンガポールで取締役が管理・運営している場合にはシンガポールの税制上居住法人です。そのため外国法人のシンガポール支店は、一般的に非居住法人です。

シンガポールで管理・運営が行われていない法人は、非居住法人となり、租税条約の恩典や外国税額控除の適用ができないなど、居住法人と比較して税務上不利になる可能性があります。



(2) 課税所得の範囲

シンガポールの課税対象は、シンガポール国内に源泉がある所得、およびシンガポール国外に源泉がある所得のうちシンガポールで受領する所得（国外源泉所得のうちシンガポールに送金される金額）に限られています。なお、居住法人の場合、配当所得・支店の事業所得・サービス所得については一定の要件を満たす場合、シンガポールに送金されても課税されません。

法人に対する所得としては以下の4つの項目が規定されています。

- (a) 事業所得
- (b) 配当・利子などの投資所得
- (c) 賃貸料・使用料などの資産所得
- (d) その他所得の性質を有する利益

(3) 申告・納付のスケジュール

(a) 予定納税

シンガポールにおいてすべての会社は、会計年度の終了日にかかわらず、会計年度終了後3ヶ月以内に税務当局に対して見積課税所得 (Estimated Chargeable Income : ECI) の申告をしなければなりません。ECIの申告後に見積課税所得に基づく課税通知書が発行されます。この課税通知書日付から1ヶ月以内に予定納付をします。

(b) 法人税の申告・納税

毎年3月から4月に税務当局から送付される法人税申告書 (Form C) に記入し、同年11月30日までに提出する必要があります。Form Cを税務当局が確認し、実際の課税所得に基づく賦課決定通知 (Notice of Assessment) が発行されます。賦課決定通知により予定納税額との差額が清算され、追加で納付をする必要がある場合には、賦課決定通知が送付されるため、受理から1ヶ月以内に納付が必要です。なお、申請すれば最高10回までの分割納付が認められます。

会計年度末日から3ヶ月以内に見積課税所得 (ECI) の申告



見積課税所得に基づく課税通知書の発行日より1ヶ月以内に予定納付



11月30日までにForm Cの提出



賦課決定通知の発行日より1ヶ月以内に納付

(4) 税率

シンガポールの法人税率は居住法人・非居住法人に関わらず一律で17%と規定されています。なお、課税所得のうち一定額については、以下の通り部分免税制度があります。

課税所得額	免税割合
10,000ドルまで	75%
10,000ドル超300,000ドルまで	50%
300,000ドル超	免税なし

事例、事業所得 300,000ドルの場合

課税所得 300,000

免税額 (152,500)

(10,000まで 7,500)

(300,000まで 145,000)

課税対象所得 147,500

税額(17%) 25,075

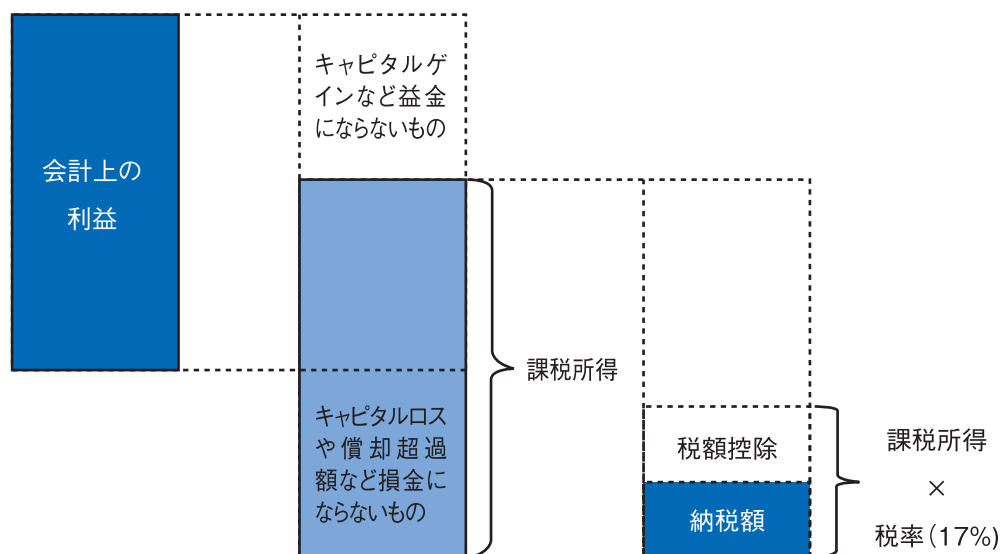
(5) 税額の計算

法人税額の計算方法は、以下の通りです。

- (a) 課税所得 : 会計上の利益からキャピタルゲイン、損金および益金とならないもの等を調整
- (b) 税額控除 : 外国税額控除、源泉税額控除など
- (c) 税額 : 課税対象所得×所得税率(17%)－税額控除

(6) 課税所得の算定

日本同様に、会計上の利益に基づき課税所得が算定されますが、シンガポールでは企業会計と税法は相互に独立しており、例えば日本の法人税法のように会計上の費用計上を要件として損金を認めるといった規定はありません。そのため、企業の会計基準や数値が税法のために歪められることはありません。



シンガポールの法人税の計算において、税務上の収益(益金)にならないもの、税務上の費用(損金)にならないものには以下のようなものがあります。

(a) 配当金

シンガポール国内の関係会社、投資先から受領する配当金については、原則的に非課税です。また、国外からの配当については、配当を行った法人の所在する国の法人税率が15%以上であり、配当の対象となった所得がその国で課税されている場合は非課税です。

(b) 減価償却費

シンガポールでは、資本取引はキャピタルゲインが非課税であることと同様に、税務上の損益としないことが原則です。しかし、投資の奨励という政策的な配慮から、一定の固定資産については税務独自の減価償却費制度 (Capital Allowance) を認めています。そのため課税所得の計算において会計上の減価償却費については全額損金とせず、税務で計算した減価償却費 (Capital Allowance) を損金とします。

税務上の減価償却費 (Capital Allowance) が認められているのは、原則として産業用建物および構築物、機械および設備などの有形固定資産、特許権およびノウハウなどの無形固定資産に限定されています。この場合の産業用建物には工場、ドックおよび倉庫などが該当し、住宅、店舗、ホテルおよび事務所用建物などは産業用建物として認められません。

減価償却の計算は支出時に一定割合を償却する取得時償却と各課税年度に一定割合を定額で償却する年次償却があります。

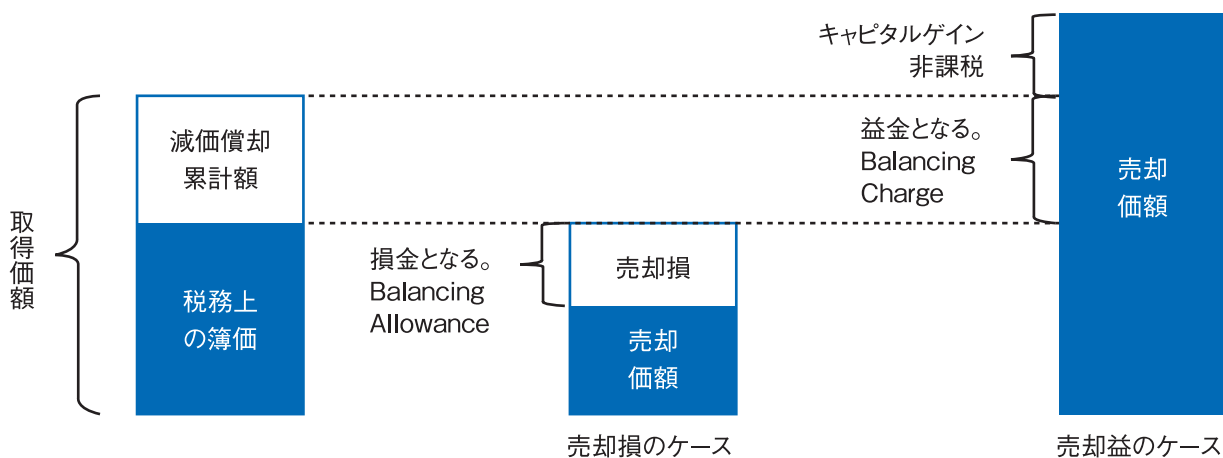
代表的なものは以下の通りです。

区分	資本控除
工場および機械	取得時償却 - 20% 年次償却 変動*
産業用建物および構築物	取得時償却 - 25% 年次償却 - 3%
ノウハウ、特許権、知的所有権	20%

*取得原価の80%を5年から16年の法定耐用年数期間にわたって税務上の損金にできます。

また、1,000ドル未満の少額資産などは一定額を限度として一括で償却できます。なお、乗用車は、社用車であっても償却 (Capital Allowance) は認められません。

また、固定資産を売却した際の売却価格から当初の取得価格を控除した値上り益はキャピタルゲインとして非課税ですが、当初の取得価額から税務上の簿価を控除した金額 (つまり過年度の減価償却累計額) は課税所得です。これを Balancing Charge といいます。



(c) 貸倒損失・引当金

売掛金などの営業債権の回収が困難だと判断された場合には、企業は一般的に将来の回収不能を見越して債権を償却したり、一定額を貸倒として引き当てます。シンガポールでは、いわゆる日本の個別貸倒引当金や貸倒損失に該当するような、回収が困難であることが確実だと証明できる特定の営業債権は、原則として損金算入できます。

(d) 支払利息

シンガポールでは、所得を獲得するための支払利息は損金です。そのため事業用資産の購入、出資および貸付に対するものは原則として損金ですが、借入金の返済や配当の原資などに充てるための借入にかかる支払利息については、資本取引であると判断され、損金算入できない可能性があります。

(e) 為替差損益

為替の変動により生じる為替差損益のうち、資産の購入など資本取引に関連して発生したものは税務上の損益となりません。しかし売上・仕入の債権債務から発生したような損益取引に関する為替差損益は、税務上の損益です。

(f) 寄付金・交際費

寄付金は、政府および特定の団体に対する金銭による寄付が税務上損金として特別に承認を得た場合を除いては、税務上損金となりません。

レストランでの飲食やゴルフ代などの交際費のうち、業務に関連する支出は税務上損金です。しかし会社の業務と関係ない家族との食事などは損金とはなりません。交際費については日付、人数、内容など業務との関連性を明らかにしておく必要があります。

(g) 欠損金の繰越控除および繰戻し還付

シンガポールでも日本と同様に過年度に生じた税務上の損失である欠損金を繰越し、所得が生じた事業年度に所得と相殺する制度が認められています。一方、シンガポールでは日本とは異なり、株主の50%以上に変動が無い場合には、無期限に欠損金を繰越し、課税所得から控除することができます。

逆のケースで、過年度において税金を支払っており、赤字に転落し欠損金が生じた場合には、過去1年間に限り相殺できる欠損金の繰戻し還付制度も認められています。欠損金の繰戻しは一定条件を満たす場合、1年間に限り10万ドルまで認められています。

(h) 外国税額控除

シンガポールの税額から控除が認められる外国税額控除の制度は、租税条約に基づくもの、特定の英連邦諸国に対する互恵的なもの、および租税条約を締結していない国からの特定の所得について認められるものがあります。

租税条約に基づく外国税額控除は居住法人に対してのみ認められ、その限度額はシンガポールにおける実効税率の範囲内となります。また、すべての外国の税額を一括して限度額を算定する日本とは異なり、国ごとに控除額を計算します。

(i) グループリリーフ

グループリリーフ (Group Relief) とはシンガポールに設立された親会社と、その親会社が株式の75%以上を保有し、決算期が同じシンガポール子会社との間で、当期の欠損金や未使用の減価償却費を、同じグループの他の会社の所得と相殺することができる制度です。

(j) 移転価格税制

シンガポールにおいても移転価格の厳格化という国際的な流れを受けて、OECD移転価格ガイドラインに沿った移転価格に関するガイドラインが2006年2月に発表されました。

日本とシンガポールの主な違い		
	日本	シンガポール
税率	30% (地方税を含む実効税率は約40%)	17% (住民税、事業税なし)
課税所得の範囲	国内源泉所得と国外源泉所得	国内源泉所得と国内に送金された 国外源泉所得(国外所得は原則免税)
キャピタル ゲイン・ロス	全て課税対象	課税対象外
配当金	株式の保有割合が25%以上の場合は 免税。国外からの配当のうち5% のみなし経費分は課税	原則として免税
減価償却費	全ての固定資産が対象	一部の産業用の固定資産のみ対象
貸倒損失	回収不能を証明できれば損金	回収不能を証明できれば損金
交際費	中小企業のみ540万円 (600万円×90%)まで損金	業務に関連する交際費は損金となる。 限度額はない。
寄付金	一般法人に対する寄付金は資本金と 所得に応じて一定額のみ損金	政府などの団体に現金で支出した 寄付金が損金
欠損金の期限	7年	株主に変更が無ければ無制限

C 源泉所得税

シンガポール法人（または居住者）が非居住者または非居住法人に対して以下の取引等の対価を支払う場合には、その対価の一部を源泉徴収しなければなりません。その支払者は源泉徴収した税額を、支払日の翌月15日に税務当局に納付しなければなりません。主な取引の源泉徴収税率は以下の通りですが、シンガポールが締結している租税条約により、税率が軽減される可能性があります。

取引内容	源泉税額
ロイヤルティ	10%
利子	15%
不動産賃貸料	15%
マネジメントフィー	17%
非居住者取締役に対する報酬	20%

D 企業優遇税制

シンガポールの企業優遇税制は、法人税法および経済拡大奨励法において定められています。その特徴は、適用要件があまり公表されておらず、関係当局との交渉により決定される部分が非常に大きいということです。優遇税制について検討する際は事前に当局に申請をし、事業計画の内容を当局と検討する必要があります。その事業計画の内容に応じてインセンティブの内容が決まります。（『第三章8. 投資優遇制度』参照）

E 所得税

シンガポールでは、個人の給与所得に対して源泉徴収制度がありません。したがって毎年シンガポールでの所得を申告し納税する必要があります。

(1) 居住者と非居住者の区分と課税所得

シンガポールでは、シンガポールの滞在が合計183日以上の場合は原則として居住者です。居住者の場合シンガポール国内源泉所得と国外源泉所得のうちシンガポールに送金されたものが課税対象です。

非居住者の場合、課税対象はシンガポールの国内源泉所得のみです。また、非居住者のうちシンガポールでの滞在期間が60日以下の場合、シンガポール源泉の給与所得は免税されます。

その他非経常的居住者（Not Ordinary Resident）や地域駐在員（Area Representative）などの制度があり一定の要件を満たす場合には、申請により所得税の特例を受けることができます。

(2) 所得税率

(a) 居住者

シンガポールでは居住者の累進税率は以下の通りです。

課税所得額(ドル)	税率(%)	最大値の税額(ドル)
20,000まで	0	0
20,000超30,000まで	2%	200
30,000超40,000まで	3.5%	350
40,000超80,000まで	7%	2,800
80,000超120,000まで	11.5%	4,600
12,000超160,000まで	15%	6,000
160,000超200,000まで	17%	6,800
200,000超320,000まで	18%	21,600
320,000超	20%	

(b) 非居住者

非居住者の場合、居住者と同様に計算された税額または総所得金額に15%の税率を乗じて計算された税額のうち、いずれか大きい金額が納付すべき税額です。

(3) 申告納税スケジュール

シンガポールでは、暦年基準を採用しているため1月1日から12月31日の1年間を基準として課税されます。個人は1月1日から12月31日の1年間分の所得を翌年4月15日までに申告します。その際、被雇用者の場合は会社が給与の内容を記載した書類(IR8A)を作成し、従業員に交付し、従業員は申告書(Form B1)に添付して税務当局に提出します。そして納税額の通知(賦課決定通知)を受け取ってから1ヶ月以内に納付します。なお、申請により最高で12回まで分割納付が認められています。

2月頃に国税当局から納税申告書 (Form B1) が送られてくる。



勤め先会社から発行される給与支払証明書を添付して4月15日までに申告する。



賦課決定通知の発行日より1ヶ月以内に納付。

(4) 所得税額の算定方法

税額の計算方法は、以下の通りです。

- (a) 総所得 : 給与所得、利子・配当所得、事業所得、不動産所得など
- (b) 所得控除 : 基礎控除、給与所得控除、配偶者控除、扶養控除など
- (c) 課税所得 : 総所得－所得控除
- (d) 税額 : (課税所得－税額控除)×所得税率

給与所得者の場合に課税所得になるものは、以下の通りです。

- 給与、報酬、賞与
- 個人所得税の会社負担分、住宅手当、通勤手当
- 社用車、教育費、一時帰国費用などの現物給与

事例、給与所得 80,000ドルの場合

課税所得 80,000

控除額 (15,000)

(給与所得控除 1,000)

(扶養控除 4,000)

(年金控除 10,000)

課税対象所得 65,000

税額 40,000まで 550

65,000まで 1,750

合計 2,300

F その他の税金

(1) 物品サービス税 (Goods and Services Tax: GST)

GSTは納税義務者により国内でなされる財貨またはサービスの提供、あるいはシンガポール国内への財貨の輸入に対して課される日本の消費税に相当する間接税です。各納税義務者は売上げ等に対して受け取ったGSTと仕入等に対して支払ったGSTの差額を税務当局に納税することにより、消費者が負担したGST相当額が納税されます。



(a) 納税義務者

年間の課税売上高が百万ドルを超える事業者で、GSTの課税業者として登録した者を納税義務者といいます。年間の課税売上高が百万ドル以下の事業者も課税業者として任意に登録することが出来ます。ただし、一度登録した場合には、最低2年間は課税業者であり続ける必要があります。

(b) タックスインボイス

GSTはインボイス方式を採用しており、課税業者は取引相手にGSTを課す場合、必ずタックスインボイスと呼ばれる請求書を交付します。GSTの申告書も各取引は原則としてタックスインボイスによって証明される必要があります。

(c) 課税取引等の範囲

GSTにおいては課税業者の取引は以下の通りに区分され、異なる取り扱いが規定されています。

- ①標準課税取引(7%) : シンガポール国内で行う財貨またはサービスの提供、
財貨のシンガポールへの輸入等
- ②課税免除取引(0%) : 財貨の輸出、国際的なサービス提供等
- ③非課税取引(なし) : 住宅用不動産の販売または賃貸、金融サービス等
- ④課税対象外取引(なし) : 継続事業の売却、三国間取引等

(d) 課税期間

シンガポールのGSTの課税期間は原則として3ヶ月毎で、1年に4回申告します。課税業者は各課税期間終了後1ヶ月以内にGSTの申告・納付を行わなければなりません。

(2) 印紙税 (Stamp Duty)

シンガポールで不動産または株式を取引する際には印紙税がかかります。具体的には、不動産賃貸契約書や不動産譲渡契約書、株式譲渡契約書に課税されます。

(a) 不動産譲渡契約書

不動産価額	税額
180,000ドルまで	100ドルごとに1ドル
180,000ドル超360,000ドルまで	100ドルごとに2ドル
360,000ドル超	100ドルごとに3ドル

(b) 株式譲渡契約書

株式の譲渡取引については、譲渡対価と純資産価額のいずれか大きい方に対して、100ドル毎に0.2ドルが課税されます。

(c) 不動産賃貸契約書

不動産賃貸取引については、毎年の賃貸料が1,000ドルを超える場合、以下の通り課税されます。

賃貸期間	税額
1年以下	年間平均賃貸料に対し、250ドルごとに1ドル
1年超3年以下	年間平均賃貸料に対し、250ドルごとに2ドル
3年超または無期限	年間平均賃貸料に対し、250ドルごとに4ドル

(3) 固定資産税 (Property Tax)

産業用、商業用および住宅用の土地と建物に固定資産税が課されます。また課税の対象となる不動産価額は年次評価額 (Annual Value) であり、毎年固定資産税局 (Property Tax Department) より公表されています。

税率は原則10%ですが、住宅用不動産で所有者が居住している場合には、4%の軽減税率にて課税が行われます。ただし2011年1月より、不動産の資産価値に基づき4%の軽減税率が、0%、4%、6%となる累進課税が行われています。

年次評価額	税率
6,000ドルまで	0%
6,001ドル～65,000ドルまで	4%
65,000ドル超	6%

固定資産税は1年に1回、1月1日に賦課され、1月31日までに納付しなければなりません。

G 日本との租税条約

(1) 日本・シンガポール租税条約の概要

日本とシンガポールとの間で課税権の配賦および情報の交換等を取り決めている租税条約（以下「日星租税条約」といいます）によると、一般的にシンガポールの配当、利子などの源泉税の税率は日本の国内法より低くなっています。2011年に情報交換規定が改正され課税当局間の実効的な情報交換の実施が可能となり、租税回避行為の防止が強化されることになりました。

(2) シンガポール進出と租税条約

日本企業とシンガポール子会社との各取引に関する租税条約の適用は以下の通りです。

(a) 配当

租税条約において配当に係る源泉税率は、配当を行う法人の議決権株式の25%以上を6ヶ月以上保有する場合には5%、その他の場合には15%です。しかし、シンガポールは配当に対して源泉税を課さないため、日本との取引においてもシンガポール国内法の方が有利です。

日本は海外子会社からの配当の95%を免税とする配当免税制度を採用していますが、配当免税制度を適用する場合、配当にかかる源泉税は損金とならないため、日本企業が進出する際には日本への配当における源泉税率を検討することが重要です。シンガポールの場合には源泉税が課されないため、海外子会社からの配当に関する税負担は、他国と比べて少ないと考えられます。

(b) 利子

シンガポールの国内法では、海外法人に対して支払う利子に対する源泉税の税率は15%と規定されていますが、日星租税条約においては、10%の軽減税率が認められています。

(c) ロイヤルティ

シンガポールでは、海外法人に対して支払う、工業所有権や著作権等の使用料については、10%の源泉税が課されます。日星租税条約の使用料の税率は10%を限度とすると規定されているので源泉税率は10%です。

(d) マネジメントフィー

シンガポールでは、海外法人に対して支払うマネジメントフィーやサービスフィーについては17%の源泉税が課されます。

ただし、ロイヤルティに該当しない役務提供である場合には、日星租税条約上の事業所得にあたるので、シンガポールに支店等がなく、また業務をシンガポールで行っていない場合には、源泉税の対象となりません。

(e) 不動産の賃料

シンガポールでは、海外法人に対して支払う不動産の賃料については、15%の源泉税が課されます。
日星租税条約においても、不動産の賃料収入については不動産が所在する国の課税を認めているので、シンガポールの国内法通り15%の税率で課税されます。

(f) 譲渡所得

日星租税条約では、一定の不動産や株式について、不動産や株式の発行法人が所在する国（シンガポール）での課税を認めています。

一方でシンガポールにおいては、原則としてキャピタルゲインは、課税の対象とならないため、シンガポール国内法により譲渡所得は非課税です。

(g) 短期滞在者免税

日本人が出張のため、シンガポールに60日超滞在した場合には、原則としてその給与に対してシンガポールで課税されます。

しかし、日星租税条約第15条により、以下の3つの条件の全てを満たす場合には、日本の出張者のシンガポールでの課税が免除されます。

- ①継続する12ヶ月の期間においてシンガポールの滞在期間が183日を超えないこと
- ②その給与等の支払者が日本法人であること
- ③その給与等が日本法人が有するシンガポール支店等によって負担されていないこと

H シンガポールへの投資に対する日本の税制の影響

日本にある親会社がシンガポール子会社から配当を受領する際、一定の要件を満たす場合には、日本の配当免税制度によりその95%が免税対象です。また、シンガポールに日本企業が進出する際には、シンガポール子会社の所得が、日本の税制により日本の親会社で課税される場合があります。ここでは、シンガポールとの取引の中でも特に重要な日本の配当免税制度、タックスヘイブン対策税制と移転価格税制について記載します。

(1) 配当免税制度

(a) 配当免税制度の概要

配当免税制度とは、国内法人が外国子会社の発行済株式等の25%以上を保有し、かつ、株式の保有期間が6ヶ月以上等の要件を満たす場合であれば、外国子会社から受ける配当の95%が日本で免税される制度です。

例えば、日本の親会社がシンガポール子会社から1,000ドルの配当を得るケースを前提として税務上の取り扱いを解説します。

【シンガポール子会社から得る配当に対する日本での課税関係】

No	項目	シンガポール子会社 A	シンガポール子会社 B
1	配当免税制度の適用の有無	有	無
2	配当所得	1,000	1,000
3	配当に対する海外源泉税	0	0
4	日本での税額 (日本で実効税率40%を前提)	▲20 ($(2) \times 40\% \times 5\%$)	▲400 ($(2) - (3) \times 40\%$)
5	税引き後の手取り	980	600

(b) 配当免税制度の要件

株式の保有割合	配当免税制度の適用を受けるための株式の保有割合である25%以上が、発行済株式の総数に占める割合であること。
株式の保有期間	配当免税制度が濫用されないように、配当の確定する日の6ヶ月前から継続して株式を保有しなければ、配当免税制度が適用されません。
適用対象の配当	配当免税制度の対象となる剰余金の配当等とは、国内法人の所有している株式・出資にかかる利益の配当等に該当します。また、シンガポールに所在する「タックスヘイブン子会社」からの配当も配当免税制度の対象です。
配当免税額の計算方法	配当金は95%が日本で免税となり、残り5%が配当にかかる費用に相当する金額とみなされ課税されます。また、「タックスヘイブン子会社」からの配当のうち既に日本の親会社で合算されている金額に対しては、日本親会社での二重課税を回避する目的から配当金の100%が免税です。

(2) タックスヘイブン対策税制

(a) タックスヘイブン対策税制の概要

タックスヘイブン対策税制は、企業の国際化が進むなかで租税回避を目的として軽課税国に所得を意図的に移すことを防止するための国際的な課税制度です。日本法人が以下の①と②の要件に該当する外国関係会社（以下「タックスヘイブン子会社」といいます）の株式を、直接および間接で10%以上保有している場合、タックスヘイブン子会社の所得は親会社である日本法人または居住者（以下「日本法人等」といいます）の株式の保有割合に応じ、日本法人等の課税所得に合算されます。

①外国関係会社がその発行済株式または出資等を、日本法人等に直接および間接で50%超保有されている場合。

②外国関係会社の本店所在地国における租税負担割合が20%以下の場合。

一方で、軽課税国において正常な事業活動を営む子会社に対しタックスヘイブン対策税制が適用されないよう、以下の適用除外基準のすべて（④と⑤はいずれか一方）を満たすタックスヘイブン子会社はタックスヘイブン対策税制の対象外です。シンガポールは法人税率が17%であるため、原則としてタックスヘイブン対策税制の適用を受けません。その際に適用除外要件については、過去の課税報道からも慎重な判断が必要です。なお、2010年の税制改正により地域統括会社の要件を満たす場合には適用除外基準が緩和されました。

①事業基準	主な事業が株式の保有もしくは債券の保有、工業所有権もしくは著作権の提供、船舶もしくは航空機の貸付ではない。
②実体基準	本店所在地国において事業を行うために必要な事務所、店舗、工場等の固定施設を有している。
③管理支配基準	自ら管理、運営および意思決定等を行っている。
④非関連者基準	卸売業、銀行業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業等の業種で売上または仕入の50%超を外部企業と行っている。
⑤所在地国基準	上記以外の業種（製造業、小売業等）でその事業を主として本店所在地国で行っている。

(b) 資産性所得課税の概要

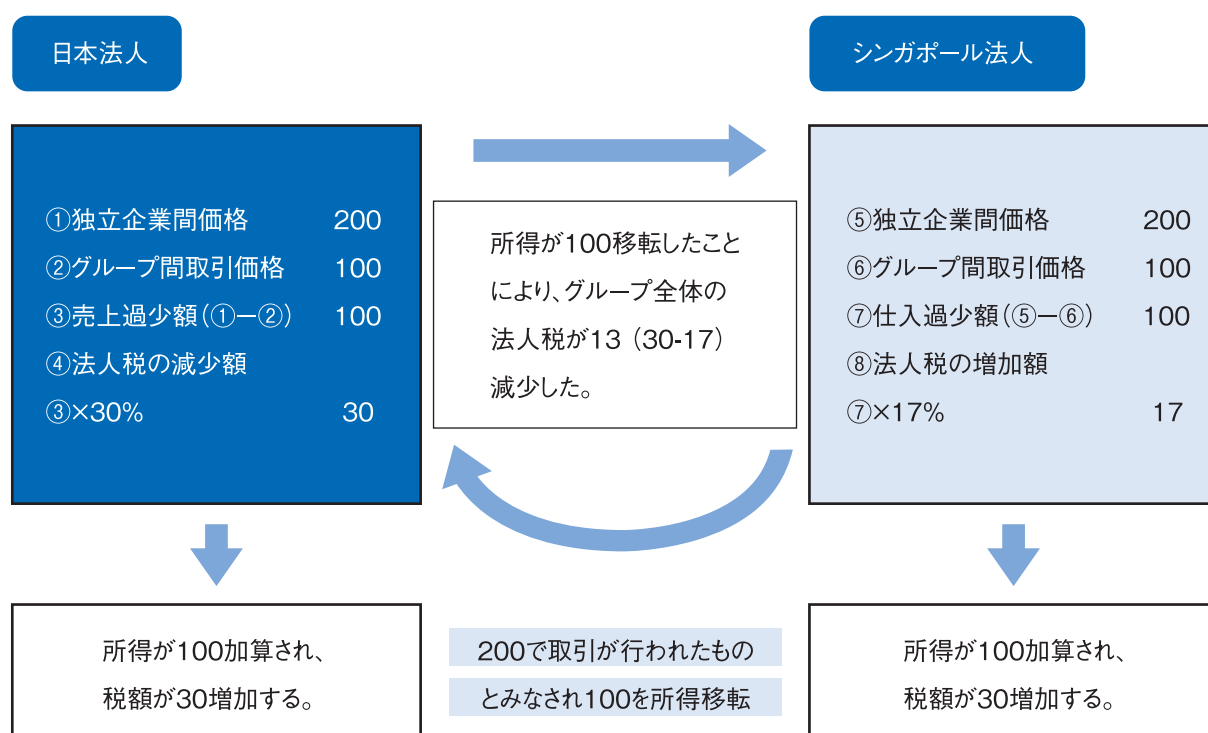
上記、タックスヘイブン対策税制の適用除外基準を満たす特定外国子会社等に資産運用的な所得（資産性所得）を付け替えるような租税回避行為を防止する観点から、2010年度税制改正により、適用除外基準を満たすタックスヘイブン子会社が保有割合10%未満の株式にかかる配当、譲渡益および債券の利子などの所得を得る場合には、国内法人等の株式の保有割合に応じて、国内法人等の課税所得に合算される資産性所得課税制度が導入されました。

なお、タックスヘイブン子会社の資産性所得の合計額が税引前当期純利益の5%以下である場合または資産性所得にかかる収入金額の合計額が1,000万円以下である場合には、資産性所得の合算は適用されません。

(3) 移転価格税制の概要

移転価格とは、同じ企業グループに属する法人間で行われる取引の価格をいいます。一般に、これらの法人は支配・被支配の関係にあるため、その取引における価格は、個々の企業の利益ではなく、企業グループ全体の利益の最大化を目指して設定される傾向にあるといえます。

例えば、企業グループで税負担の大きい国にある企業にあまり利益が生じず、一方税負担の低い国にある企業に多額の利益が生じるような取引価格を設定することにより、企業グループ全体の税引後利益を大きくすることが可能です。また、税率が高い国の企業でも、欠損が生じていれば移転価格の設定次第でその企業に（本来であれば取引相手の収益となるべき）収益を発生させて当該企業の欠損金と相殺する事で所得の発生を圧縮し、企業グループ全体としての課税所得を低くすることもできます。



移転価格税制とは、上記取引例のようなグループ企業間における取引価格が独立企業同士の価格と異なる場合の税制で、世界各国で導入されています。日本の場合には法人が国外のグループ企業との間で資産の販売、役務の提供等を行った場合に、その取引について(1) 国外のグループ企業から支払いを受ける対価が独立企業同士の価格に満たないとき、または(2) 国外のグループ企業に支払う対価が独立企業同士の価格を超えるとき、取引は独立企業同士の価格で行われたものと見なすとする制度となっています。

移転価格税制により、独立企業同士の価格は以下の方法またはそれらに準ずる方法により算定されます。

独立企業間価格の算定方法	独立企業間価格として認められる取引価格
独立価格比準法（CUP法）	同種類の製品等を同様の状況において関連しない法人間で売買等したときの価格
再販売価格基準法（RP法）	関連しない法人間で行われた取引にかかる売上高売上利益率を基礎として算定される価格
原価基準法（CP法）	関連しない法人間で行われた取引にかかる売上原価売上利益率を基礎として算定される価格
利益分割法（PS法）	利益を国外グループ企業と関連者間で分割して算定される価格
取引単位営業利益法（TNMM法）	関連しない法人間で行われた取引にかかる売上高（または総費用）営業利益率を基礎として算定される価格